

9月15日(木) 18:30~

会場：静岡県評会議室



第113回定例研究会

だれでも参加できます

自治体非常勤職員の任用

報告：加茂 大樹 氏（弁護士）

現場からの報告：大場 みゆき 氏（静岡自治労連）

これからの企画

- ◆第114回定例研究会
 - ・日時…10月20日（木）
18:30~
 - ・会場…静岡県評会議室
「全国各地の最低生計費」
報告：中澤秀一氏
- ◆第115回定例研究会（予定）
 - ・日時…11月17日（木）
18:30~
 - ・会場…静岡県評会議室
（内容未定）
- ◆第116回定例研究会
 - ・日時…12月15日（木）
18:30~
 - ・会場…静岡県評会議室
「韓国の給付型奨学金制度」
報告：福島みのり氏

任用拒否という名の解雇権濫用

自治体の非常勤職員（地公法3条3項3号）は、労働基準法と労働組合法が適用されます。しかし、採用は「任用」という行政処分によって行われ、更新や更新拒否も同様です。このことが非常勤職員の身分の不安定化と、行政当局による恣意的な選別をもたらしています。

本来であれば、自治体の非常勤職員にも、労働基準法14条2項に基づく厚生労働省告示「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が適用されるべきです。しかし残念ながら、全国各地の判例においても、先の「雇止め基準」が類推適用されないケースが多い状況です。

また更新拒否に伴う損害賠償や慰謝料請求についても、裁判所で結論が出ない限り、労働組合の団体交渉には応じても、支払いは断固しない対応に終止しています。

非常勤職員の更新拒否の前には高い壁があり、当該労働者だけの運動だけでなく、既存の正規職員の労働組合を含めた社会的な運動が必要です。法の狭間で苦しんでいる非常勤職員の地位向上のためにも、安定雇用と均等待遇にもとづく処遇改善をめざす取り組みが求められています。

※連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F（静岡県評内）
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>